

令和3年度 第1回 半田市地域福祉計画推進委員会

日 時：令和3年7月29日（木）

10：00～

会 場：市役所会議室303・304

1 はじめに

2 議事

(1) 令和2年度事業報告について・・・資料1

(2) ふくし課題プロジェクトについて・・・資料2

(3) 重層的支援体制整備事業について・・・資料3

3 事務連絡

※次回開催予定 日時：令和4年2月3日（木）10時00分～

会場：市役所大会議室（4F）

委員名簿

		氏 名	所 属
1	地域住民	ミヅグチ アキヒロ 溝口 昭弘	地区代表者(亀崎)
2	(3名)	オグリ テルオ 小栗 照夫	地区代表者(乙川)
3		ヤマダ タカシ 山田 嵩	地区代表者(青山)
4	社会福祉事業者	モリカワ タケヒコ 森川 武彦	社会福祉法人椎の木福祉会
5	(3名)	タテシ ヨシキ 立石 佳輝	社会福祉法人ダブルエッチジェー
6	(委員長)	ワシノ リンペイ 鷺野 林平	社会福祉法人半田同胞園
7	社会福祉活動者	イマイ トモノ 今井 友乃	NPO法人知多地域成年後見センター
8	(3名)	シモムラ ヒロコ 下村 裕子	NPO法人りんりん(りんごクラブ)
9		シバタ マサト 柴田 将人	愛知県弁護士会(半田市生活困窮自立支援調整会議)
10	事務局(市)	シムムラ タカシ 新村 隆	福祉部長
11	(4名)	スギエ シンジ 杉江 慎二	地域福祉課長
12		ナイノウ マコト 内藤 誠	地域福祉課
13		ヨシザワ ノブヒロ 吉澤 伸博	地域福祉課
14	関係課(市)	ハセガワ ノブカズ 長谷川 信和	生活援護課長
15	(4名)	サワダ ヨシユキ 沢田 義行	高齢介護課長
16		イトウ ナミ 伊藤 奈美	子育て支援課長
17		ヌマタ マサアキ 沼田 昌明	保健センター事務長
18	事務局(社協)	コサカ カズマサ 小坂 和正	半田市社会福祉協議会 事務局長
19	(3名)	マエヤマ ケンイチ 前山 憲一	半田市社会福祉協議会 事務局次長
20		ナカネ ヤスユキ 中根 靖幸	半田市社会福祉協議会

令和 2 年度事業報告について

第 1 次半田市地域福祉計画に係る令和 2 年度の実業報告について、以下のとおり報告します。(重点施策 (5 項目) を令和 3 年度からスタートした第 2 次半田市地域福祉計画の基本目標 (4 項目) に置き換えております。)

第 2 次半田市地域福祉計画の基本目標

基本目標 1 ささえあいの地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の福祉活動基盤の運営継続と発展を支援し、ささえあいの地域づくりを目指します。

基本目標 2 包括的・重層的・伴走的な相談支援

あらゆる福祉分野の相談支援の充実を図るとともに、相談支援機関の連携を深め、複雑・多様な課題や不安を抱える方を早期に発見、包括的・重層的・伴走的に支援する体制の整備を目指します。

基本目標 3 ふくし人財の確保・育成

地域のささえあいから社会福祉事業まで、全ての福祉活動は人の力により成り立っており、その意味で福祉活動従事者は大切な「資産」と言うことができます。広く福祉活動従事者を「ふくし人財」として捉え、その確保・育成を目指します。

基本目標 4 課題解決の仕組みづくり

社会情勢の変化等により生じる新たな課題等について、関係機関と連携・協力して解決の仕組みづくりを目指します。

基本目標 1		ささえあいの地域づくり			
評価指標	項目	元年度	2年度	3年度見込	
		「ふくし井戸端会議」参加者数	565人	352人	600人
		「災害時避難行動要支援者名簿」を活用した防災訓練実施件数	2件	0件	1件
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策（1）</u> 地域福祉活動基盤の発展推進</p> <p>■主な取組■</p> <p>①地域福祉課題の共有と解決に向けた協議の場づくり</p> <p>②地域の住民交流拠点・助け合い活動の発展推進</p> <p>③民生・児童委員、保護司等の活動推進</p> <p><u>推進施策（2）</u> 防災・減災の推進</p> <p>■主な取組■</p> <p>①災害時避難行動要支援者支援制度の充実</p> <p>②福祉避難所等の整備推進</p>				
	R2年度の取組等（主なもの）	<p><u>推進施策（1）</u> について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、新型コロナウイルス予防対策のため、地域課題について協議等する「ふくし井戸端会議」の開催や、地域の交流拠点である「地域ふれあい施設」・「地域サロン」の活動等が制限されることとなりました。 ふくし井戸端会議は、主に少人数で開催されるサロン等へ出向いてコロナ禍における活動状況等について聞き取り等を行いました。 地域ふれあい施設運営スタッフ交流会を開催し、コロナ禍での施設運営についての研修などを行いました。 <p><u>推進施策（2）</u> について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、自治区等の防災訓練が新型コロナウイルス予防対策のため規模縮小又は中止となるところが多く、災害時避難行動要支援者名簿を活用した訓練は実施されませんでした。 介助等を要する高齢者や障がい者の災害時避難先となる「福祉避難所」について、その開設・運用方法等のさらなる具体化を目指し、「ふくし課題プロジェクト」を立ち上げて協議・検討を進めました。 			

ふくし井戸端会議

小学校区単位で、高齢・障がい・子育て・防災等様々な分野の地域課題について話し合い等を行います。

○令和2年度実績

地 区		開催数	参加者数	参加者数合計
亀崎	亀崎小学校区	1回	76人	84人
	有脇小学校区	1回	8人	
乙川	乙川小学校区	1回	25人	60人
	横川小学校区	3回	25人	
	乙川東小学校区	1回	10人	
半田	半田小学校区	1回	20人	149人
	さくら小学校区	3回	29人	
	岩滑小学校区	4回	78人	
	雁宿小学校区	2回	22人	
成岩	成岩小学校区	1回	24人	48人
	宮池小学校区	2回	24人	
青山	板山小学校区	1回	5人	11人
	半田小学校区	1回	6人	



災害時避難行動要支援者名簿

高齢者や障がい者などで、災害時に自力で避難することが特に難しいと思われる方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、平常時から行政と地域の関係機関で情報を共有します。これにより、災害が起きたときの避難支援や安否確認など、災害に対して地域で支えあう体制の強化を目指します。



民生・児童委員へ情報共有の様子

基本目標 2 包括的・重層的・伴走的な相談支援				
評価指標	項目	元年度	2年度	3年度見込
	「にじいろサポーター養成講座」受講者数（延べ人数）	288人	—	330人
	「くらし相談室」自立支援件数	238件	695件	668件
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策（1）</u> ふくし相談窓口等の拡充</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①地域の身近な「ふくし相談窓口」等の拡充</p> <p><u>推進施策（2）</u> 相談支援機関の連携強化等</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①相談支援機関の連携強化</p> <p>②就労・住まい・移動等に関する支援の充実</p> <p><u>推進施策（3）</u> 生活困窮者等自立支援の充実</p> <p>■ 主な取組 ■</p> <p>①自立相談支援等の充実</p> <p>②自殺・ひきこもり・虐待・累犯・支援拒否等困難ケースの対応充実</p>			
	R2年度の取組等（主なもの）	<p><u>推進施策（1）</u> について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内福祉事業所等の連携体制を構築し、事業所等による「ふくし相談窓口」の設置などに向けて取り組みました。 にじいろサポーター養成講座については、令和2年度は新型コロナウイルス予防対策のため、対面による講座の開催に代えて講義動画を作成し、市のホームページへの掲載等を行いました。 <p><u>推進施策（2）</u> について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の準備に取り組みました。 <p><u>推進施策（3）</u> について</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、減収や離職等に関する相談が増加し、自立支援件数が急増しました。 		

ふくし相談窓口

困りごと・不安なこと・その他どんなことでも相談できる、住民にとって身近な地域の相談窓口です。



半田南部ささえあいセンター（ふらっとスペース・ならわ）での半田南部多機関連携会議の様子



亀崎ささえあいセンター（駅前はうす）での相談の様子

生活困窮者自立支援調整会議

市役所の関係部署 10 課と支援関係機関 6 機関が参加する生活困窮者自立支援調整会議を定期的に行い、意見調整を図りながら、生活困窮者に対し必要となる支援を行います。



基本目標 3 ふくし人財の確保・育成				
評価指標	項目	元年度	2年度	3年度見込
		小・中・高等(専門)学校(全26校)における「ふくし共育」開催校数	17校	14校
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策(1) 地域福祉の担い手育成</u></p> <p>■主な取組■</p> <p>①ふくし理解の促進</p> <p>②地域福祉の担い手育成</p> <p><u>推進施策(2) 介護人材等の確保支援</u></p> <p>■主な取組■</p> <p>①介護人材等の確保支援</p>			
	R2年度の取組等(主なもの)	<p><u>推進施策(1) について</u></p> <p>・多くの小・中学校で「ふくし共育」として、認知症キッズサポーター養成講座や、高齢者・障がい者の理解・交流促進などを実施しました。</p> <p><u>推進施策(2) について</u></p> <p>・市・社協・市内福祉事業所との協働による、学生向けの福祉事業所紹介イベント「ウェルフェアワークス」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができませんでしたが、学生に対する広報活動や福祉事業所でのインターン受入の仕組みづくりなどが進められました。</p>		

ふくし共育

半田市で暮らす全ての方々の「ふ・く・し（ふだんの・くらしの・しあわせ）」の実現を目指し、市内の小・中・高等学校の児童・生徒などを対象にふくし共育を実施し、福祉人材の育成に取り組めます。実施にあたっては、各学校の協力の下、総合学習の授業時間などを利用し、また、地域の障がい者、高齢者などにも講師として参加いただき、子どもたちと共に考え、学び、育ち合い、地域全体の福祉力向上を図ります。



ウェルフェア・ワークス

将来の市内福祉事業所の人材確保を目的として、日本福祉大学の学生を対象とした福祉事業所紹介イベントを市内の福祉事業所とともに開催しています。



基本目標 4 課題解決の仕組みづくり				
評価指標	項目	元年度	2年度	3年度見込
		ふくし課題プロジェクト実施 件数	—	1
推進施策と主な取組	<p><u>推進施策（1）</u> 課題解決の仕組みづくり</p> <p>■主な取組■</p> <p>①ふくし課題プロジェクト</p>			
R2年度の取組等 (主なもの)	<p><u>推進施策（1）</u>について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、令和3年度以降の「ふくし課題プロジェクト」の本格運用に向けて、試行的に「福祉避難所のさらなる具体化」をテーマに関係機関等と協議・検討を進めました。 具体的には、福祉避難所向けに介助等を要する高齢者や障がい者の災害時避難先となる「福祉避難所」の開設・運用方法等に係る「福祉避難所 Q&A」の作成などを行いました。 			

ふくし課題プロジェクト

社会情勢の変化等により生じる新たな課題や、従来から課題と認識していながら未だ有効な対応策を確立できていないものについては、関係機関との連携・協力の下、課題やテーマに応じたプロジェクトチームを結成して課題解決の仕組みづくりを行っています。

福祉避難所

指定避難所での生活に特別の配慮を要する者のうち、介護の必要性の高い高齢者や障がい者など福祉避難所での避難生活が必要であると市が判断した方の避難所。

- 雁宿ホール
- 乙川交流センター・ニコパル
- 愛厚ならわ学園
- 愛知県立ひいらぎ特別支援学校
- 愛知県立半田特別支援学校
- 介護、障がい等の福祉施設

ふくし課題プロジェクトについて

1. 令和2年度（試行）〈実績報告〉

（1）福祉避難所等体制整備のさらなる具体化

【内容】福祉避難所の開設・運営方法等について整理し、「福祉避難所開設等実施要領」の改訂、「福祉避難所 Q&A」や「要配慮者アセスメントシート」の作成等を行った。

2. 令和3年度〈経過報告〉

（1）災害時避難行動要支援者個別計画の作成（モデル実施）

【内容】要支援者に係る具体的支援者、避難場所・経路、留意点等をあらかじめ定める個別計画を試行的に作成する。

（2）居住支援ガイドブック作成と見守り大家さん拡充

【内容】住宅確保要配慮者に係るガイドブックを作成するとともに、地域の見守り大家さんの確保・育成等について協議検討する。

福祉避難所 Q & A (案)

Q 1. 福祉避難所はどんなときに開設されるの？

A 1. 下記のいずれかに該当する程度の災害が発生したときに、状況を総合的に勘案のうえ、開設について判断します。

- ①半田市内で 100 世帯以上の住家が滅失した場合
- ②愛知県内で 2,500 世帯以上の住家が滅失し、半田市内で 50 世帯以上の住家が滅失した場合
- ③愛知県内で 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合又は被災者の救護を著しく困難とする特別な事情があり、多数の世帯の住家が滅失した場合
- ④内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

※住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯が 2 世帯＝1 世帯住家が滅失とみなす

※住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった世帯が 3 世帯＝1 世帯住家が滅失とみなす

Q 2. 建物の安全性はどのように判断するの？

A 2. 2 人組等で、まずは外部から一見して傾き、ひび割れ、ガス等の異臭など災害による変化がないか確認します。建物のある場所によっては、がけ崩れや浸水など二次災害の危険性がないか周囲の状況を確認してください。一見して特に危険性が感じられなければ、2 人組等で建物内に入り、同様に傾きやひび割れ、落下しそうな危険物、ガス等異臭がないか等を確認します。建物が危険ではないと判断したら、建物内に人を入れてください。避難所となった場合には、必要に応じて、順次、応急危険度判定士等の専門家による確認が行われます。普段から建物に合わせて、安全確認用のチェックシート等を作成して準備をしておく、いざというときに安心です。

Q 3. 要配慮者を受入るためには、何を準備すればいいの？

A 3. 会場準備として行うことは以下のとおりです。

- ①危険物がある場合、その撤去又は危険がないように囲う
- ②立ち入り禁止場所を施錠又は張り紙等に表示
- ③何名か受け入れ可能ならその人数に応じて区画を整理
- ④備品の確認及び設置が必要な物を設置
- ⑤受付を設置（大規模受入可能な場合）

Q 4. どんな人が福祉避難所に避難してくるの？

A 4. 一般の避難所等での生活において何らかの特別な配慮を必要とし、身体等の状況が特別養護老人ホームや老人短期入所施設、医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の要配慮者及びその家族等の受け入れをお願いします。半田市では以下のようなスクリーニングで対応することが想定されます。

【スクリーニング例】

	区分	判断基準		家族等支援の有無	避難・搬送先 ※①～③は検討優先順位
		概要	実例		
1	治療が必要	・治療が必要 ・発熱、下痢、嘔吐	・酸素 ・吸引 ・透析	—	・医療機関
2	日常生活に全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人できない	・胃ろう ・寝たきり	無	・緊急入所（ショートステイ）
				有	①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所 ③緊急入所（ショートステイ）
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動の一部に介助が必要	・半身麻痺 ・下肢切断 ・視覚障がい	無	①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所 ③緊急入所（ショートステイ）
				有	①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所
		・精神疾患がある ・認知症	・発達障がい ・知的障がい ・精神障がい ・認知症	無	①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所 ③緊急入所（ショートステイ）
				有	①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所
4	大部屋生活が困難	・産後・授乳中 ・3歳以下とその親		—	①指定避難所福祉スペース
5	自立	・歩行可能、健康、介助が不要	・高齢者 ・妊婦	—	・大部屋（一般の避難所）

Q 5. いつも提供しているサービスとは異なる状態の要配慮者が避難してくることもあるの？

A 5. 基本的には、福祉避難所への避難を要する要配慮者の状況を確認したうえで、避難所となる事業所等の提供サービス内容に合う要配慮者をマッチングし、受け入れをお願いします。ただし、要配慮者に合った福祉避難所が定員いっぱい、近くに受け入れ先がない等、やむを得ない事情が

発生したときには、避難所となる事業所等の提供サービス内容とは異なる要配慮者の受け入れを一時的にお願いすることもあります。事前に確認連絡をしますので、人員体制や受入可能人数、収容スペース等状況を考慮いただいたうえで、受入の可否を教えてください。

Q 6. 半田市のスクリーニングを経由せず、直接事業所等に避難してきた要配慮者がいた場合、どうすればいいの？

A 6. 半田市災害対策本部へお知らせください。Q 1・A 1に該当するような大規模災害であった場合で福祉避難所開設前であれば、そのまま開設の流れとなり、受け入れていただく可能性もあります。福祉避難所開設後でも事業所等が受入可能状態であれば、受入をお願いします。被災状況や避難者の状況によっては、より相応しい避難場所へ移送となります。

建物内に人が入る際には、建物倒壊等の危険がないか安全性を確認したうえで対応をお願いします。

Q 7. 一般の避難所では要配慮者の対応をできないの？

A 7. 一般の避難所でも福祉スペースを設けるところがあり、対応できる場合もあります。しかし、一般の避難所だけでは難しい場合には、福祉避難所を開設し、要配慮者の避難態勢を整える必要があります。

Q 8. 避難してきた要配慮者にはどのような支援をすればいいの？

A 8. 原則、要配慮者と一緒に避難をしてくるその家族等が要配慮者の排泄や食事などの日常生活支援を行うため、福祉避難所としては場所の確保、必要物資の支給、相談業務、関連機関との連絡調整業務等をお願いします。ただし、家族等による日常生活支援が困難な場合にあっては、要配慮者の排泄や食事など必要最低限の日常生活支援をお願いします。

Q 9. 食糧やおむつ等の消耗資機材の備蓄がなくなってしまった場合、どうすればいいの？

A 9. 食糧その他の物資については、基本的には施設の備蓄を使用いただき、使用分の実費を後ほど請求いただくこととなります。しかし、福祉避難所開設期間中に被災により備蓄していたものが使えない、備蓄が足りなくなってしまう等が想定されます。その際は、災害対策本部へ不足内容及び数量の連絡をお願いします。状況判断をし、物資の移送が可能な状態であれば必要物資をお届けします。状況によっては、地区内の地域拠点支部（青山中学校、乙川小学校、亀崎小学校、雁宿ホール、成岩中学校、半田中学校）にて避難者登録をしていただき、取りに行ってください。災害対策本部の指示に従ってください。

Q10. 受け入れをした避難者の身体状況等が悪化したときの対応は？

A10. 避難者が身体状況等の悪化により、医療処置、治療が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送する等の対応をします。移送については受入時と同様で、原則として家族等が行います。それが困難な場合にあっては、半田市が行うものとし、半田市は必要に応じ、施設に対して移送の協力を要請することができるものとし、ます。

Q11. 避難所を開設し、要配慮者の受け入れをしたときに作成する書類はどういうものなの？

A11. 福祉避難所には下記7種類の書類、帳簿を整備し、保存するものとし、ます。全て任意様式なので、事前の準備をお願いします。様式例をデータでお渡しすることもできます。

①避難者名簿

避難者の入所日・名前・住所・年齢・退所日・退所先等を日々記入するものです。半田市からの求めに応じ、写しを提出していただきます。

②避難所状況記録簿

毎日避難者の人数の動き（前日までの避難者数・新規受入数・退所者数・現在の避難者数）を記録していくものです。日報として半田市に報告する際にも使用します。

③物資受払簿

半田市から食糧、その他の物資の提供を受けた時にその受入や払出について、日時・数量・残数・保管場所・記録者等を記入するものです。

④従事者勤務表

勤務者の名前・従事日時を記録するものです。費用の請求時に根拠となる書類になります。

⑤食事提供表

食事を提供した場合に、その利用者名・食べたタイミング（朝・昼・夕）・食事単価・その他直接購入した食事費用があれば品名と実費（要領収書）等を記入するものです。費用の請求時に根拠となる書類になります。

⑥その他直接支払表

要配慮者の生活のために購入したものについて、購入日・品名・品番やサイズ等・個数・金額（要領収書）等を記入するものです。費用の請求時に根拠となる書類になります。

⑦避難所設置に要した支払い証拠書類一式

福祉避難所を開設・運営するために購入したものについて、購入日・品名・品番やサイズ等・個数・金額等を証明するものです。費用の請求時に根拠となる書類になります。

Q12. 福祉避難所ではなく、社会福祉施設等への緊急入所（ショートステイ）はできないの？

A12. Q4・A4にあるように、本人状況だけでなく家族等支援の有無も勘案し、介護保険法又は障害者総合支援法に基づく緊急入所（ショートステイ）対応を検討することもあります。介護保険法又は障害者総合支援法に基づく入所等となった場合は、災害救助法は適用されず、通常の福祉サービスとして扱っていただくこととなります。

Q13. 福祉避難所の閉鎖はいつになるの？

A13. 事業所の方々には早期に通常サービス提供に戻っていただく必要があるため、概ね1週間を目途に拠点となる福祉避難所へ要配慮者を集約していきます。事業所に避難している要配慮者全員の移送が完了した事業所から順次閉鎖となり、通常業務に戻っていただきます。

大規模災害時要配慮者アセスメント調査票（案）

この調査票は高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」）について適切に関係機関と情報共有することを目的とした調査票であり、本調査票に記載いただいた情報は災害時やその後における支援活動のために使用します。

記入日 年 月 日
 記入者氏名 (続柄)

基本情報

ふりがな 要配慮者氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)
キーパーソン 氏名	キーパーソン 電話番号	
避難所の移動が必要な時に、一緒に移動する人数		人 (本人含む)

※キーパーソンとは、要配慮者の介助を行う方や連絡窓口となる方のことです。

身体等状況

要介護認定	要支援 (1・2)・要介護 (1・2・3・4・5)	
身体障がい者手帳	1・2・3・4・5・6 級	障がい種別
精神障がい者保健福祉手帳	1・2・3 級	
療育手帳	A・B・C 判定	
指定難病		
いつも利用している医療機関・ 福祉サービス事業所		
医学的 所見	≪医療サポートの利用の有無≫ <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 定期的投薬が必要 <input type="checkbox"/> 緊急性のある精神疾患 <input type="checkbox"/> 要緊急処置妊婦	≪その他 (服薬、アレルギーなど)≫
身体・精神等 所見	<input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 半身麻痺 <input type="checkbox"/> 下肢切断 <input type="checkbox"/> 視覚障がい <input type="checkbox"/> 発達障がい <input type="checkbox"/> 知的障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> 認知症	
その他 (避難所における食事、移動、排泄などの介助の必要性など)		

同意欄

本調査票に記載した情報を、半田市災害対策本部、その他支援関係者で共有することに同意します。

年 月 日 氏名 (代筆可)

(指定避難所担当者記入欄)

受付者	避難者名簿 No.	記入時の 避難所	移動先の 避難所
-----	--------------	-------------	-------------

裏面スクリーニング例を参考に避難先を検討

経過記録

	日時	場所	記録者氏名	容体、支援内容、連絡・引継ぎ事項等
例	○月 ○日 9 : 25	半田小学校	半田太郎	赤いセーターにこだわり行動がある。行動を急かすとパニックになりがちなので注意。ゆっくりと肯定的な表現で伝えれば大抵のことは理解し、自分で行うことができる。
例	○月 ○日 13 : 00	半田公民館	半田花子	幻聴や妄想があり、パニック状態になったが、本人の話に耳を傾けることで落ち着きを取り戻した。薬を飲み忘れることがある様子。服薬カレンダーが鞆の中にあるので、チェックする。
例	○月 ○日 18 : 15	半田ディサービス	半田次郎	なかなか尿が出ない様子のため、経過を観察。 とろみをつけた食事を提供するようにしたが、むせて、吐いてしまった。スプーンに半分程度の量をゆっくり与えるよう注意。
1	月 日 :			
2	月 日 :			
3	月 日 :			
4	月 日 :			
5	月 日 :			

記入欄が足りなくなった場合は別紙を用意し対応

一般の避難所等での生活において何らかの特別な配慮を必要とする人に対し、半田市では以下のようなスクリーニングで対応することが想定されます。

【スクリーニング例】

	区分	判断基準		家族等支援の有無	避難・搬送先 ※①～③は検討優先順位
		概要	実例		
1	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> 治療が必要 発熱、下痢、嘔吐 	<ul style="list-style-type: none"> 酸素 吸引 透析 	—	・医療機関
2	日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> 食事、排泄、移動が一人でできない 	<ul style="list-style-type: none"> 胃ろう 寝たきり 	無	・緊急入所（ショートステイ）
				有	<ul style="list-style-type: none"> ①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所 ③緊急入所（ショートステイ）
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> 食事、排泄、移動の一部に介助が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 半身麻痺 下肢切断 視覚障がい 	無	<ul style="list-style-type: none"> ①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所 ③緊急入所（ショートステイ）
				有	<ul style="list-style-type: none"> ①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所
		<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患がある 認知症 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい 知的障がい 精神障がい 認知症 	無	<ul style="list-style-type: none"> ①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所 ③緊急入所（ショートステイ）
				有	<ul style="list-style-type: none"> ①一般の避難所の福祉スペース ②福祉避難所
4	大部屋生活が困難	<ul style="list-style-type: none"> 産後・授乳中 3歳以下とその親 		—	①指定避難所福祉スペース
5	自立	<ul style="list-style-type: none"> 歩行可能、健康、介助がいない 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者 妊婦 	—	・大部屋（一般の避難所）

重層的支援体制整備事業 について



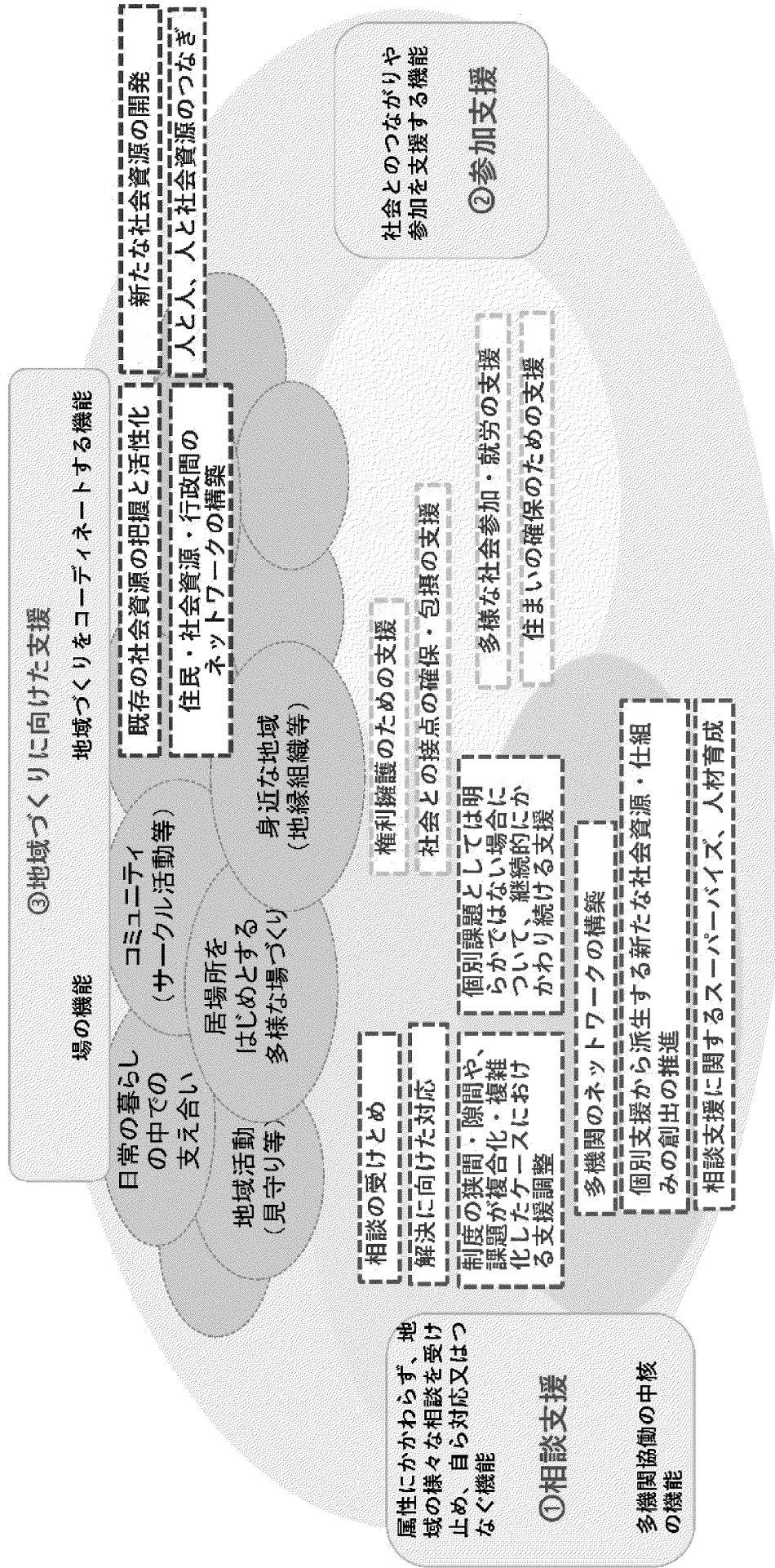
半田市地域福祉課

令和2年度の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、半田市においても、令和3年4月からこの事業への取組を開始しています。重層的支援体制整備事業の概要については、以下のとおりです。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、市町村が以下の支援を一体的に実施するもの

1. 相談支援（属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。）
2. 参加支援（社会的孤立を防ぐため社会との繋がりをづくりを行う。）
3. 地域づくり支援（住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。）



各支援の概要

1. 相談支援

- ◆ 既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮の相談支援について各支援機関の連携を深める。
- ◆ 課題が複雑・複合的であるため、各支援機関の役割分担の整理等が必要なのは【新規①】「多機関協働事業」へと繋ぎ、整理調整等を行う。
- ◆ 長期ひきこもりその他の理由により、必要な支援が届いていないケースについては、【新規②】「アウトリーチ等継続的支援事業」により専門相談員が本人との関係性を構築して伴走的な訪問型支援等を行う。

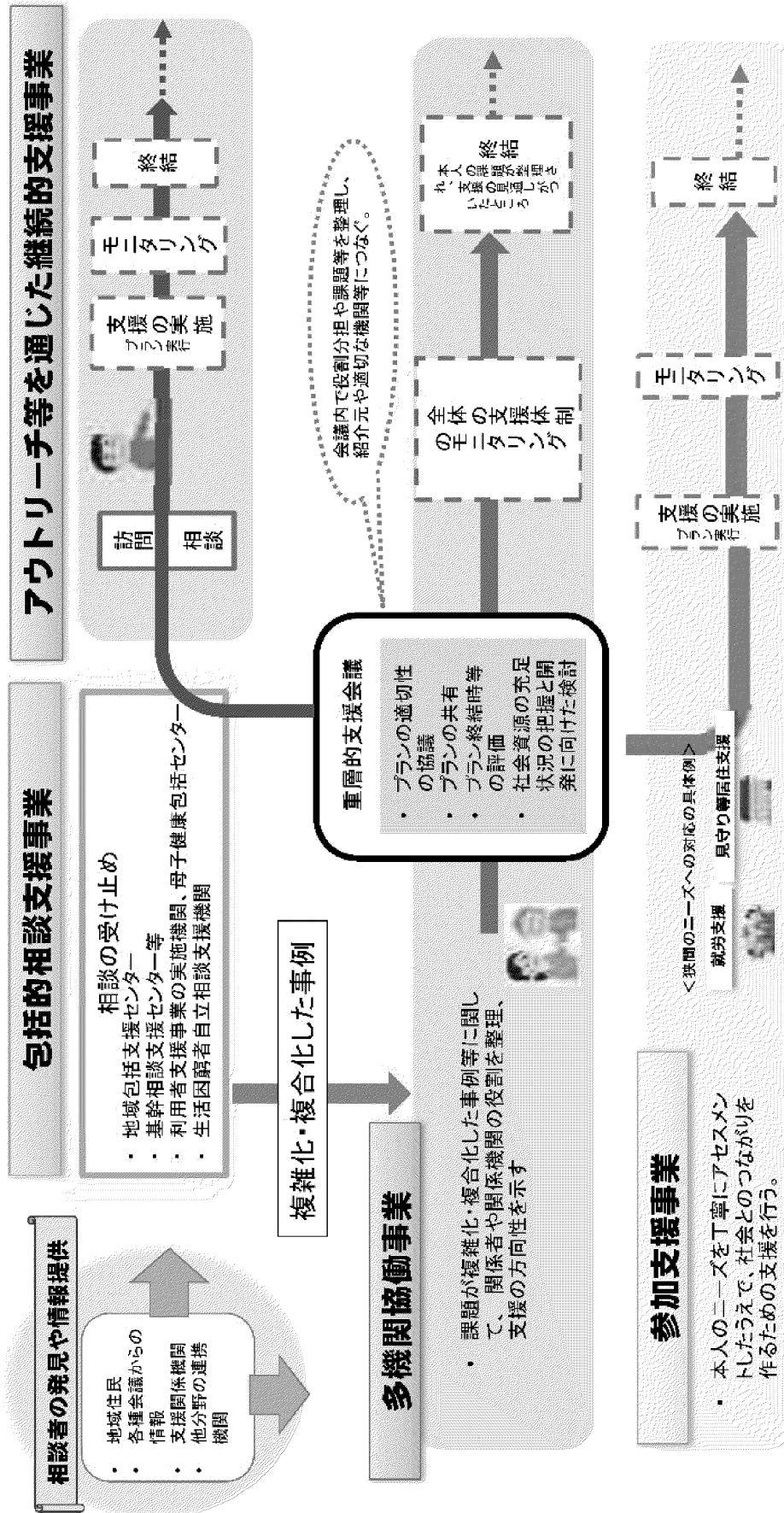
2. 参加支援

- ◆ 社会参加に向けた既存の各分野の支援では対応困難なケースについて、【新規③】「参加支援事業」として、地域の社会資源等を活用した社会との繋がりがつくりを行う。

3. 地域づくり支援

- ◆ 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備する。
- ◆ 地域で実施されている個別の活動やキーパーソンを把握し、「人と人」「人と居場所」等を繋ぎ合わせる。

上記【新規①～③】の事業については、令和3年4月から一括して半田市社会福祉協議会へ委託し、半田市として取り組んでいます。なお、その他の既存事業についても、さらなる充実を図ってまいります。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。